

一宮市老人クラブ連合会

令和3年度概要

健康

友愛



奉仕

令和3年4月1日現在

目 次

一宮市老人クラブ連合会の概要	1
機構図	2
クラブ数・会員数の推移	3～4
令和3年度一宮市老人クラブ連合会事業計画	5
令和3年度一宮市老人クラブ連合会予算	6
令和3年度会員数・加入率調	7
連区別のクラブ加入率	8
一宮市老人クラブ連合会規約	9～12

一宮市老人クラブ連合会の概要

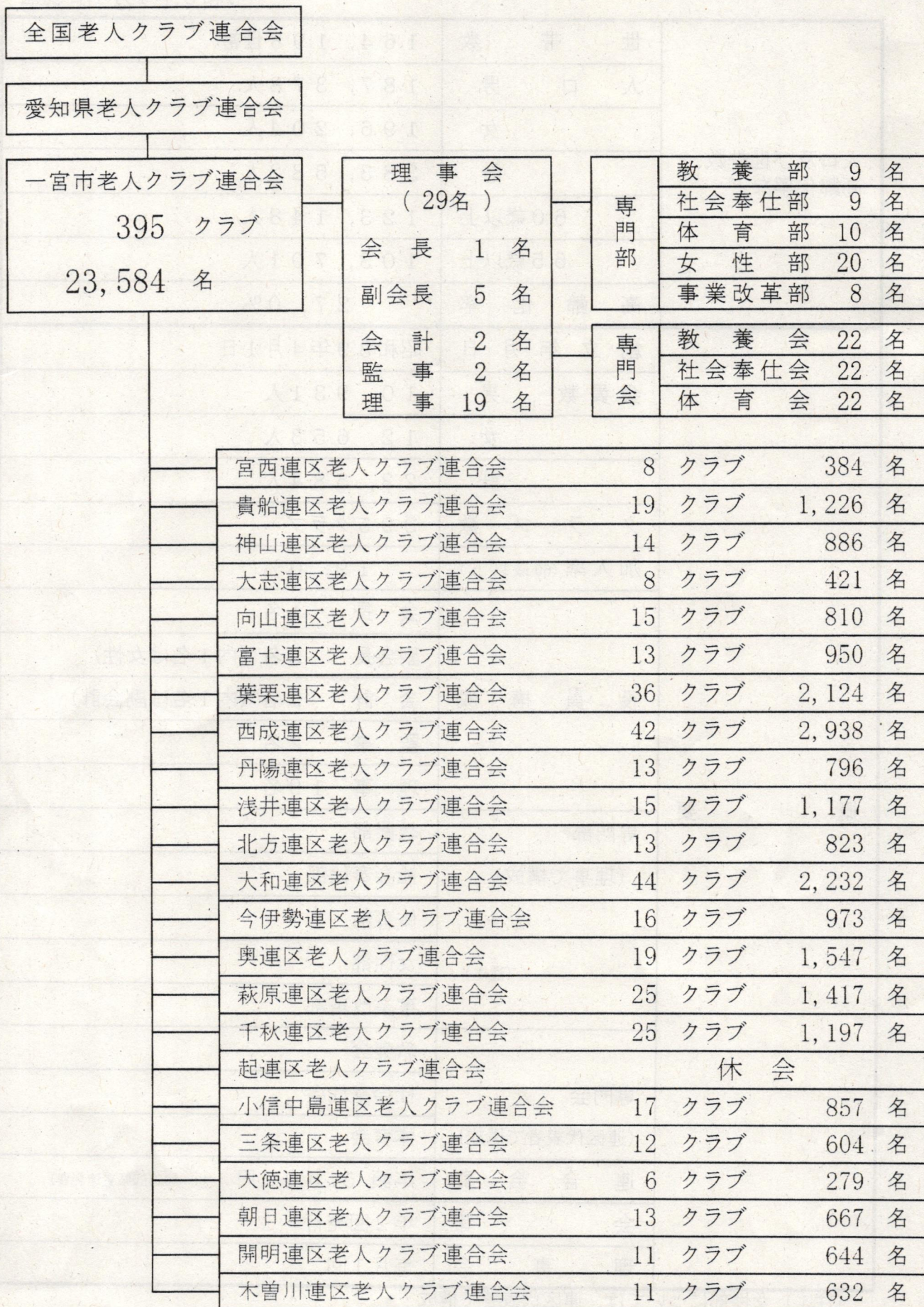
令和3年4月1日現在

人口及び世帯数、 高齢化率など	世帯数	164,198世帯	
	人口男	187,378人	
	女	196,204人	
	計	383,582人	
	60歳以上	123,148人	
	65歳以上	103,701人	
	高齢化率	27.0%	
概 要	創立年月日	昭和39年4月1日	
	会員数男	10,931人	
	女	12,653人	
	計	23,584人	
	クラブ数	395クラブ	
	加入率(60歳以上)	19.0%	
	役員構成	会長	1名
		副会長	5名(内1名は女性)
		会計	2名(内1名は副会計)
		監事	2名
		理事	19名
	専門部 (理事で構成) (注1)	教養部	
		社会奉仕部	
		体育部	
		女性部	
		事業改革部	
	専門会 (連区代表者で構成)	教養会	
社会奉仕会			
体育会			
連合会費	年額 5,500円 (内3,600円は県老連会費)		
会報	年2回発行		
理事会	毎月1回		

(注1) 女性部については、連区代表者で構成

機 構 図

令和3年4月1日現在



クラブ数・会員数の推移

年 度	クラブ数	会員数	会員数の伸び率	
			対前年	通 算
昭和 50 年度	222	14,652		100.0%
51 年度	240	15,990	109.1%	109.1%
52 年度	253	16,811	105.1%	114.7%
53 年度	263	17,439	103.7%	119.0%
54 年度	273	18,395	105.5%	125.5%
55 年度	291	19,326	105.1%	131.9%
56 年度	300	19,892	102.9%	135.8%
57 年度	308	20,268	101.9%	138.3%
58 年度	314	20,955	103.4%	143.0%
59 年度	320	21,520	102.7%	146.9%
60 年度	333	22,360	103.9%	152.6%
61 年度	348	23,061	103.1%	157.4%
62 年度	353	23,802	103.2%	162.4%
63 年度	357	24,299	102.1%	165.8%
平成 元 年度	365	25,181	103.6%	171.9%
2 年度	372	26,098	103.6%	178.1%
3 年度	378	26,571	101.8%	181.3%
4 年度	382	27,408	103.2%	187.1%
5 年度	390	28,114	102.6%	191.9%
6 年度	397	28,939	102.9%	197.5%
7 年度	401	29,622	102.4%	202.2%
8 年度	405	30,162	101.8%	205.9%
9 年度	412	30,724	101.9%	209.7%
10 年度	419	31,741	103.3%	216.6%
11 年度	427	32,169	101.3%	219.6%

クラブ数・会員数の推移

年 度	クラブ数	会員数	会員数の伸び率	
			対前年	通 算
12 年度	428	32,635	101.4%	222.7%
13 年度	433	33,475	102.6%	228.5%
14 年度	434	33,894	101.3%	231.3%
15 年度	432	34,179	100.8%	233.3%
16 年度	431	34,313	100.4%	234.2%
17 年度	430	34,199	99.7%	233.4%
18 年度	561	42,489	124.2%	290.0%
19 年度	559	42,448	99.9%	289.7%
20 年度	550	41,095	96.8%	280.5%
21 年度	543	40,467	98.5%	276.2%
22 年度	544	39,875	98.5%	272.1%
23 年度	545	38,895	97.5%	265.5%
24 年度	541	37,650	96.8%	257.0%
25 年度	527	36,436	96.8%	248.7%
26 年度	514	35,421	97.2%	241.7%
27 年度	504	34,190	96.5%	233.3%
28 年度	497	33,207	97.1%	226.6%
29 年度	484	31,973	96.3%	218.2%
30 年度	465	29,860	93.4%	203.8%
令和 元 年度	447	28,069	94.0%	191.6%
2 年度	430	26,377	94.0%	180.0%
3 年度	395	23,584	89.4%	161.0%

令和3年度 一宮市老人クラブ連合会事業計画

実施月	実施日	事業
4月		一宮市老連会報第29号発行
		一宮市老人クラブ連合会ひとこえ運動(年間を通して)
		一宮市老人クラブ連合会交通安全啓発活動(年間を通して)
5月		一宮市三世代交流事業実施(年間を通して)
		一宮市老人クラブ連合会シニア交流事業実施(年間を通して)
6月	17日(木)	第30回一宮市高齢者将棋大会
	20日(日)	第31回一宮市高齢者囲碁大会
7月	1日(木)～2日(金)	◆ 東海・北陸ブロック老人クラブリーダー研修会(鳥羽市)
		◆ 県老連機関紙“いきいきライフ”150号発行
8月	31日(火)	◆ 第56回愛知県老人福祉大会
9月	15日(水)	◆ 「老人の日」(老人週間15-21日)
	20日(月)	◆ 全国一斉「社会奉仕の日」実施
10月		一宮市老連会報第30号発行
	2日(土)	◆ 第49回愛知県老人スポーツ大会 ◆ 第17回愛知県老人グラウンド・ゴルフ大会
	6日(水)(予備日7日)	第14回一宮市老人クラブ連合会グラウンド・ゴルフ大会
	17日(日)	◆ いちのみやボランティアフェスティバル2021参加
	29日(金)～31日(日)	◆ 第47回一宮市ことぶき作品展参加(市共催)
11月	13日(土)	◆ 県老連機関紙“いきいきライフ”151号発行
	上旬	◆ 第21回シニアスポーツリーダー研修会
	13日(土)	第29回一宮市老人クラブ連合会 シニア 三世代交流スポーツ大会
	16日(火)～17日(水)	◆ 第50回全国老人クラブ大会(香川県高松市)
12月	10日(金)	◆ 県老連女性部会女性リーダー研修会
	17日(金)	理事・女性代表合同研修会
	下旬	友愛訪問記念品配布
1月	22日(土)	第25回一宮市高齢者演芸発表大会
2月	16日(水)	◆ 第30回高齢者相互支援推進活動研修会
3月		◆ 県老連機関紙“いきいきライフ”152号発行
	25日(金)	一宮市長感謝状贈呈式及び老人クラブ長研修会

◆印は他団体が主催し、一宮市老連が参加あるいは協力する事業です。

令和3年度一宮市老人クラブ連合会予算

【歳入】

(単位：千円)

区 分	本年度予算	内 訳
一宮市補助金	2,112	
社会福祉協議会補助金	60	
負担金	2,183	
繰越金	2,871	
市委託金	1,460	娯楽大会、三世代交流事業、友愛訪問
雑入	278	利息、寄付金、研修会参加費等
合 計	8,964	

【歳出】

(単位：千円)

区 分	本年度予算	内 訳
事務費	1,148	賃金
大会費	1,795	各種大会、クラブ長研修会等
報償費	0	諸謝礼
旅費	218	
交際費	86	慶弔費等
需用費	594	印刷製本費、消耗品費等
役員費	344	通信運搬費等
委託費	1,519	三世代交流事業、ひとこえ運動
使用料及び賃借料	39	会場使用料等
備品購入費	254	備品購入費等
補助金及び負担金	2,966	地域育成事業補助金、各種負担金等
予備費	1	
合 計	8,964	

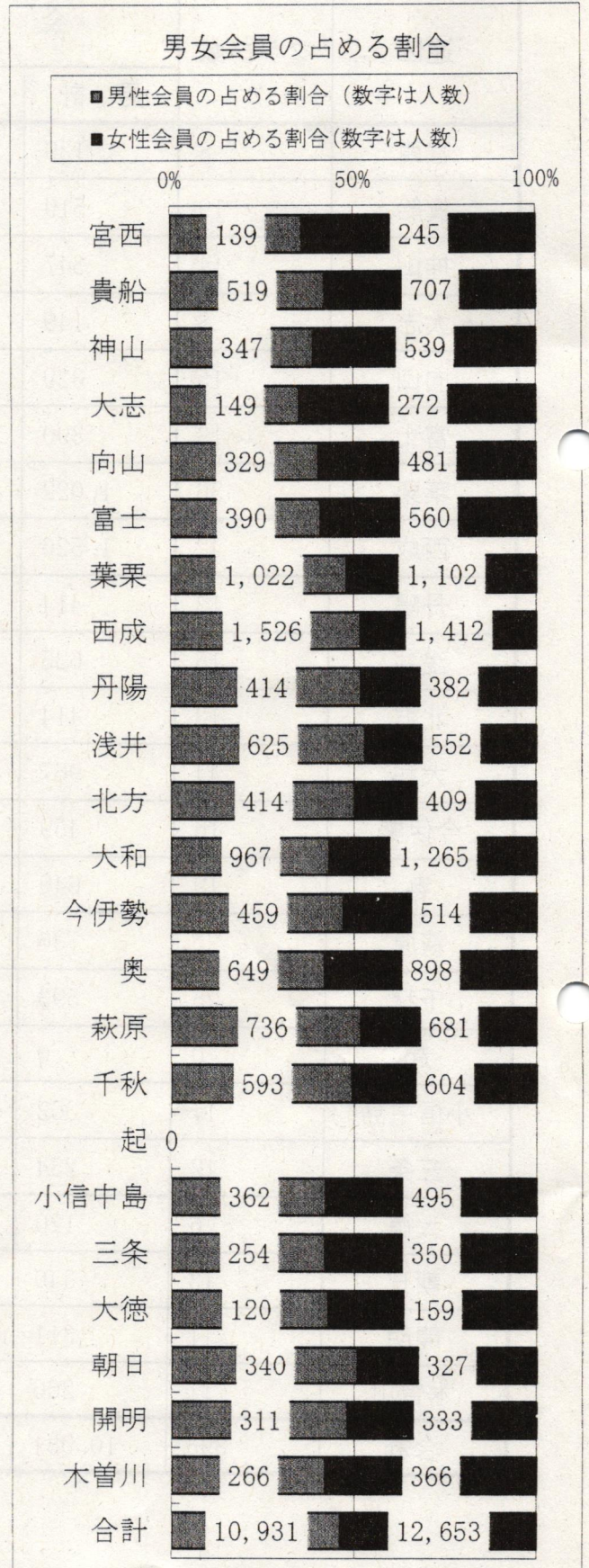
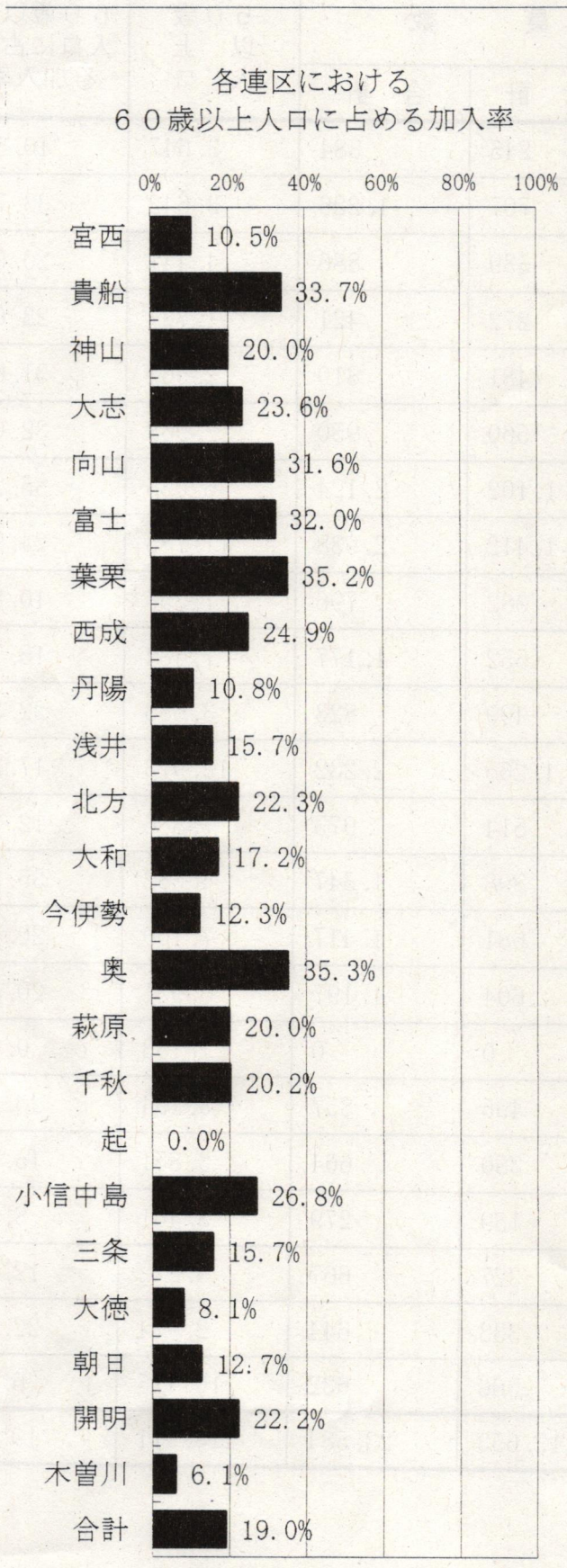
令和3年度 会員数・加入率 調

令和3年4月1日現在

連区	クラブ数	会 員 数			60歳以上人口	60歳以上人口に占める加入率
		男 計	女 計	合 計		
宮西	8	139	245	384	3,647	10.5%
貴船	19	519	707	1,226	3,642	33.7%
神山	14	347	539	886	4,441	20.0%
大志	8	149	272	421	1,787	23.6%
向山	15	329	481	810	2,564	31.6%
富士	13	390	560	950	2,968	32.0%
葉栗	36	1,022	1,102	2,124	6,035	35.2%
西成	42	1,526	1,412	2,938	11,783	24.9%
丹陽	13	414	382	796	7,355	10.8%
浅井	15	625	552	1,177	7,484	15.7%
北方	13	414	409	823	3,683	22.3%
大和	44	967	1,265	2,232	12,973	17.2%
今伊勢	16	459	514	973	7,886	12.3%
奥	19	649	898	1,547	4,382	35.3%
萩原	25	736	681	1,417	7,100	20.0%
千秋	25	593	604	1,197	5,931	20.2%
起	0	0	0	0	1,153	0.0%
小信中島	17	362	495	857	3,194	26.8%
三条	12	254	350	604	3,851	15.7%
大徳	6	120	159	279	3,461	8.1%
朝日	13	340	327	667	5,272	12.7%
開明	11	311	333	644	2,904	22.2%
木曾川	11	266	366	632	10,415	6.1%
合計	395	10,931	12,653	23,584	123,911	19.0%

連区別のクラブ加入率

令和3年4月1日現在



一宮市老人クラブ連合会規約

(名称)

第1条 本会は、一宮市老人クラブ連合会と称します。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を一宮市東五城字備前12番地一宮市社会福祉協議会尾西支部内に置きます。

(連絡所)

第2条の2 本会は、事務の円滑化を図るため、一宮市栄3丁目1番2号尾張一宮駅前ビル4階一宮市社会福祉協議会本部内に一宮連絡所、一宮市木曾川町黒田字西沼51番地一宮市社会福祉協議会木曾川支部内に木曾川連絡所を置きます。

(目的)

第3条 本会は、一宮市内の老人クラブの普及及び発展を図り、広く老人福祉の推進に寄与することを目的とします。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を遂行するため、次の事業を行います。

- (1) 老人クラブの連絡及び調整に関すること。
- (2) 老人クラブの育成及び指導に関すること。
- (3) 老人クラブに関する調査及び研究に関すること。
- (4) 老人クラブ指導者研修会の開催に関すること。
- (5) 関係機関団体の連絡に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第5条 本会は、一宮市内の各連区に結成された老人クラブ連合会に加入の老人クラブをもって構成します。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置きます。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名

ただし、うち1名は、女性の代表の中から選任します。

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

(5) 会計 2名 (内1名は副会計)

(会長、副会長及び会計)

第7条 会長は、理事会において理事の中から選任します。選考委員会(副会長で構成)を設置して理事の中から候補者を選出して理事会で承認する。

2 副会長及び会計は、会長が委嘱します。理事会で承認する。

3 会長は、本会を代表し、会務を統轄します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理します。

5 会計は、本会の経理を担当します。

(理事)

第8条 理事は、各連区の老人クラブ代表者の職にある者をもって充てます。

2 理事には女性の代表7名を加えます。

(監事)

第9条 監事は、理事会において理事の中から選任します。

2 監事は、会務の執行状況及び会計を監査し、これを理事会に報告します。

(任期)

第10条 役員任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とします。

3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行います。

(名誉会長)

第11条 本会に名誉会長を置くことができます。

2 名誉会長は、会長が理事会に諮り、委嘱します。

(理事会)

第12条 理事会は会長が招集し、その議長は会長もしくは会長の委嘱した者がこれに当たります。

2 理事会は、月1回開催するものとします。

3 事業に伴う予算及び決算は、理事会において決定、承認します。

4 理事会の議事並びに規約の改正は、出席者の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

5 本規約に明文のない事項については理事会に諮るものとします。

(経費)

第13条 本会の経費は、次に掲げるものとします。

(1) 単位クラブの負担金

(2) 補助金、助成金及び委託金

(3) その他の収入

2 前項第1号の負担金については、別に定めます。

(専門部会)

第14条 本会には次の専門部会を置き、理事をもって構成するものとします。ただし、女性部については、各連区役員の代表者をもって構成するものとします。

(1) 教養部

交流会の計画実施、会報の発行等に関すること。

(2) 社会奉仕部

社会奉仕活動の計画実施等に関すること。

(3) 体育部

各種スポーツ大会の計画実施等に関すること。

(4) 女性部

友愛活動の推進及び女性リーダーの育成等に関すること。

(5) 事業改革部

市老連事業の改革に関すること。

2 本会に次の専門会を置き、各連区役員の代表者をもって構成するものとします。

(1) 教養会

(2) 社会奉仕会

(3) 体育会

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(付則)

- 1 本規約は、昭和39年7月14日から施行します。
- 2 本規約の一部改正は、昭和45年5月15日から施行します。
- 3 本規約の一部改正は、昭和49年3月13日から施行します。
- 4 本規約の一部改正は、昭和58年4月5日から施行します。
- 5 本規約の一部改正は、平成5年6月1日から施行し、平成5年4月1日から適用
します。
- 6 本規約の一部改正は、平成5年8月26日から施行します。
- 7 本規約の一部改正は、平成8年4月1日から施行します。
- 8 本規約の一部改正は、平成10年4月1日から施行します。
- 9 本規約の一部改正は、平成17年4月25日から施行します。
- 10 本規約の一部改正は、平成18年4月1日から施行します。
- 11 本規約の一部改正は、平成20年4月1日から施行します。
- 12 本規約の一部改正は、平成22年12月1日から施行します。
- 13 本規約の一部改正は、平成23年4月1日から施行します。
- 14 本規約の一部改正は、平成24年11月1日から施行します。
- 15 本規約の一部改正は、平成29年4月1日から施行します。
- 16 本規約の一部改正は、令和元年11月1日から施行します。